（様式第１号）

羽生市小規模契約希望者登録申請書

平成　　年　　月　　日

羽　生　市　長　　様

羽生市が発注する小規模契約について、登録を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 住所又は所在地 | 〒３４８－羽生市 |
| フリガナ |  |
| 商号又は名称 |  |
| フリガナ |  | 印鑑 |
| 代表者役職・氏名 |  |  |
| 電話番号 | ０４８（　　　　　） |
| ＦＡＸ番号 | ０４８（　　　　　） |

※印鑑は、見積書や契約書等に使用することとなるものです。法人の場合は代表者印（登録印）を、個人事業主の場合は、実印でなくとも結構ですが、ゴム等の変形しやすいものやインキ浸透印（シャチハタ等）は使用しないでください。

希望業種（５業種以内）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 登録希望業種（簡潔に記載のこと） | 許可、免許を有する場合、その種類、名称等 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |
| ４ |  |  |
| ５ |  |  |

羽生市小規模契約希望者登録要領

１　目的

　　この要領は、市が発注する小規模な契約について、市内業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

２　登録できる者

　　羽生市内に主たる事業所を有する者（適法の範囲で希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問わないものとする。）

３　登録できない者

（１）羽生市内に主たる事業所を有しない者

（２）成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない者

（３）羽生市建設工事等入札参加資格に関する規則に基づく資格者名簿に登載されている者

（４）希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者

４　登録の方法

（１）平成１２年３月１日以降、随時受け付け、平成１４年４月１日から登録適用する。

（２）登録の申請は、羽生市小規模契約希望者登録申請書（様式第１号）により行うものとする。

（３）登録後、登録内容に変更があった場合には、登録業者は届出等により随時修正を行わなければならない。

（４）登録の受け付けは、企画財務部財政課において行う。

５　登録の有効期間

　　登録の有効期間は、申し出のない限り毎年度自動更新する。

６　登録者の取り扱い

　　市は、申請者の審査を行い、羽生市小規模契約希望者登録名簿（様式第２号）に登録し、全庁に公開するとともに、一般にも公開（閲覧方法とする。）して該当する契約に係る業者選定に際して積極的に見積参加機会を与えるよう努めるものとする。

　　ただし、当該選定においては、羽生市建設工事等入札参加資格に関する規則に基づく資格者名簿に登載されている者の見積参加を否定するものではない。

７　対象となる契約

　　この登録に際し、法令の定めにより登録、免許又は許可（以下「許可等」という。）を要するものを除き、許可等の有無、技術者資格、施工実績、経営状況等の項目については無審査のため、選定の対象となる工事等は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であるものに限定し、原則として５０万円以下の契約を対象とする。

８　契約保証金

　　羽生市小規模契約希望者登録名簿に登録された者との契約締結に際しては、羽生市契約規則第２３条第６号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除することとする。

９　その他

　　この要領に定めのあるものを除き、羽生市契約規則及び羽生市建設工事請負契約約款並びにその他関係法令に従うものとする。

附　則

　この要領は、平成１２年２月１日から施行する。

　この要領は、平成１４年３月２５日から施行する。